

CQ16. 「特定妊婦」への対応は？

推奨

1. 特定妊婦を把握し，地域行政機関と情報共有する（I）。

解説

児童福祉法において、養育支援訪問事業を行う対象者のなかで「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に認められる妊婦」を「特定妊婦」と定義している（第6条の3第5項）。「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第6次報告）（2010年7月）」¹⁾の用語解説では、「妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定していないことや家族構成が複雑、親の知的・精神障害などで育児困難が予測される場合で、妊娠届が未提出であったり妊婦健診が未受診であったりする場合がある」とされている。

厚生労働省通知「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について（2012年11月30日）」²⁾によると、児童虐待防止等のための地域行政機関間や地域行政機関と医療機関とにおける情報交換・共有は、必要かつ社会通念上相当と考えられる範囲で行われる限り守秘義務違反とならないとされており、医療機関および同スタッフが「特定妊婦」を地域行政機関に能動的に情報提供して連携を図ることに對する法的根拠は得られているものと理解される。さらに、特定妊婦の抱える課題に對応するためには、妊婦等自身からの相談を待つだけでなく、地域行政機関から積極的にアプローチすることが必要であるという趣旨から、特定妊婦を含む要支援児童等の情報提供に係る地域行政機関および医療機関等の連携の一層の推進が「児童福祉法の一部を改正する法律（2016年法律第63号）」³⁾の公布とともに通知された。

一方、日本産婦人科医会発刊の「妊産婦メンタルヘルスマニュアル（2017年3月）」では、情報提供のためには妊婦の同意を得ることが推奨されていることにも留意する。

児童福祉法に「特定妊婦」への支援が位置づけられたのは2009年であるが、その判断基準や情報共有手順の細部は均一化されていないことから、「特定妊

婦」を把握し情報共有することの効果等についての大規模な調査は行われていない。しかし、独自のチェックリストやアセスメントシート等を用いて要支援妊婦を抽出することが、妊娠早期からの統一した支援の開始や行政との円滑な連携につながったとする医療機関や地域からの報告⁴⁾⁵⁾は散見されている。

以上より、児童虐待防止や要支援児童の家庭に対する支援強化のために、「特定妊婦」に対する地域行政機関との連携支援を推奨する(CQ6を参照)。

文献

- 1) 厚生労働省 HP：子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第6次報告）。
(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/index_6.html)
- 2) 厚生労働省通知（雇児総発 1130 第 1 号 雇児母発 1130 第 1 号）：養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について。
(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/121203_1.pdf)
- 3) 厚生労働省通知（雇児総発 1216 第 2 号 雇児母発 1216 第 2 号）：要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について。
(http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/1_11.pdf)
- 4) 利部徳子，森耕太郎，小西祥朝，他：特定妊婦に対する当科での取り組み．秋田県産科婦人科学会誌 18: 7-10, 2013
- 5) 三上のり子，佐賀典子：医療・保健・福祉の連携による虐待死の予防 - 特定妊婦への支援 - ．子どもの虐待とネグレクト 15; 41-48, 2013